

## 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和7年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 70,883百万円

### 1. 社会保障施策の充実(57,234百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 育 て	子ども・子育て支援給付費	44,659	0	0	33,158	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	7,257	0	0	5,667	1,590
	児童保護措置費	7,273	3,594	21	561	3,097
高 の 無 教 育 化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	464	0	0	464	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	5,537	2,768	0	2,769	0
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	88,770	0	0	988	87,782
	国民健康保険助成費	46,908	0	0	3,784	43,124
	難病等対策費	6,601	3,272	0	3,230	99
	地域医療総合確保事業費	4,349	2,903	60	1,386	0
	介護給付費負担金	66,940	0	0	4,112	62,828
	介護保険地域支援事業交付金	4,419	0	0	556	3,863
	地域介護総合確保事業費	1,771	1,185	0	532	54
	診療報酬の充実	29,343	5,787	5	27	23,524
合 計	314,291	19,509	86	57,234	237,462	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみ事項は、「診療報酬の充実」に計上。

### 2. 社会保障施策の充実以外の使途(13,649百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。